

会 見 年 月 日	令和 7 年 8 月 19 日（火曜日）		
担 当 課	市長公室危機管理担当	（担当者名：西畑）	
問い合わせ先	TEL：4 3－6 8 6 6	（内線：2 3 6 2）	FAX：4 3－6 8 9 2

香川県坂出市との「災害時相互応援に関する協定」締結について

1. 趣 旨

赤穂市及び坂出市は、いずれかの市区域において災害が発生し、被災市が独自では十分な応急措置が実施できない場合において、当該災害により被害を受けていない市が、被災市に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、迅速な災害復旧を図ることとしました。

2. 内 容

- (1) 協定締結日 令和 7 年 8 月 3 日（日曜日）
- (2) 場 所 香川県坂出市役所 3階 応接室
- (3) 協 定 内 容
 - ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
 - ウ 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣

3. その他

赤穂市が、単独の自治体と上記内容の協定を結ぶのは初めてとなります。



災害時相互応援に関する協定書

兵庫県赤穂市

香川県坂出市

災害時相互応援に関する協定

兵庫県赤穂市と香川県坂出市（以下「協定市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援（以下「相互応援」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置を実施できない場合において、当該災害により被害を受けていない協定市が、被災市に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（応援の要請）

第3条 被災市は、応援を要請する場合、次に掲げる事項を相手方に文書により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、電話、電信等をもって応援を要請し、後日文書により通知するものとする。

- (1) 災害の種類及び被害状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、救援物資等の種類及び数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を要する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（指揮権）

第4条 第2条第3号の規定により応援活動を実施する協定市（以下「応援市」という。）の職員は、被災市の災害対策本部長の指揮に従うものとする。

(応援の実施)

第5条 応援市は、法令その他特別に定めがある場合及び正当な理由がある場合を除き、可能な範囲内において最大限応援の要請に応えるものとする。

- 2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、当該災害により被害を受けていない協定市は、自主的な応援活動を実施することができる。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、協定市が協議して別に定めるものとする。

- 2 被災市が負担すべき経費を支弁するいとまがない場合は、応援市が一時繰替支弁するものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づく応援活動業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費については、応援市が負担するものとする。

- 2 応援職員が、応援活動業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が当該業務の従事中に生じたものにあつては被災市が、応援場所までの往復経路の途中に生じたものにあつては応援市が賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局等)

第8条 協定市は、あらかじめ相互応援を円滑に行うための連絡担当部局及び連絡責任者を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(平常時の連携)

第9条 協定市は、この協定に基づく相互応援が円滑かつ迅速に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に提供するとともに、平時から応援及び受援体制の整備に努めるものとする。

(協定有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに協定市のいずれからも異議の申出がなかったときは、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、協定市が署名の上、各自1通を保有する。

令和 7年 8月 3日

兵庫県赤穂市加里屋81番地

赤穂市

赤穂市長

半禮正穂

香川県坂出市室町二丁目3番5号

坂出市

坂出市長

有福哲二